



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

910	特別保護地区の指定予定の通知	(環境生活総務課).....	1
911	〃	( 〃 ).....	2
912	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	3
913	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
914	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
915	〃	( 〃 ).....	4
916	〃	( 〃 ).....	4
917	〃	( 〃 ).....	5
918	〃	( 〃 ).....	5
919	〃	( 〃 ).....	5
920	〃	( 〃 ).....	6
921	〃	( 〃 ).....	6
922	〃	( 〃 ).....	7
923	〃	( 〃 ).....	7
924	〃	( 〃 ).....	7
925	〃	( 〃 ).....	8
926	〃	( 〃 ).....	8
927	〃	( 〃 ).....	8
928	〃	( 〃 ).....	9

○ 選挙管理委員会告示

*60	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	.....	9
-----	---	-------	---

○ 公告

	和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)における指定管理者の募集	(障害福祉課).....	11
	和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)における指定管理者の募集	( 〃 ).....	14

## 告 示

和歌山県告示第910号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特別保護地区の名称

友ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

友ヶ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島地内南垂水キャンプ場の南岸発電棟を起点として、同所からキャンプ場広場の東端道路を経て北垂水の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み亀ヶ崎を経て虎島東端に至り、同所から海岸線を南進し序品窟を経て海岸線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域及び神島一円を含む区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

友ヶ島鳥獣保護区は、瀬戸内海国立公園に指定されており、和歌山市の西部に位置し、ウバメガシ、シイなどの常緑照葉樹やイヌマキなどの針葉樹が繁茂し、林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、クロサギ、ミサゴをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも深蛇池周辺には湿地植物群落があり、多種多様な鳥類の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び海草振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 令和4年8月5日から同月19日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

---

和歌山県告示第911号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

高野山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

伊都郡高野町地内の高野山鳥獣保護区のうち、国有林207林班い小班、ほ小班及びへ小班的全域並びに摩尼山頂上を起点とし、金剛峯寺山林と民有林との境界を尾根に沿って南進し通称姑射山の頂上に至り、同所から主尾根を離れ南西に延びる支尾根を南進し国道371号に至り、同所から同国道を約200メートル西進し中之橋東詰に至り、同所から御殿川沿いに北西に進み支谷との交点に至り、同所から支谷に沿って北上し、さらに金剛峯寺山林と民有地との境界に沿って北進し町道鷺谷スキー場1号線に至り、同所か

ら高野山寺領森林組合管理の林道を北東に進み通称三本杉に至り、同所から金剛峯寺山林部管理の林道を北東に進み旧黒河道に至り、同所から旧黒河道を東進し摩尼山頂上から西に延びる支尾根を上り起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

高野山鳥獣保護区は高野山盆地を中心にその周囲を平均標高950メートルの比較的緩傾斜の山岳に取り囲まれている高地にあり、鳥獣の良好な生息地となっている。

特に奥の院のエリアは、樹齢数百年の樹高の高いスギ、モミ、ツガなどの針葉樹が社寺林として長く保護されており、それらを取り巻くミズナラ、ブナなどの広葉樹の自然林を含めた植物相は、周辺とは異なった豊かな様子を呈しており、アカショウビン、キビタキ、オオルリなど奥深い山に見られる鳥類の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、高野山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

県職員及び鳥獣保護管理員が、高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び伊都振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 令和4年8月5日から同月19日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人博文会 児玉病院	和歌山市友田町四丁目1 30番地	医療機関の住所	和歌山市餌差町一丁目 12番地	和歌山市友田町四丁目 130番地	令和 2.5.3

和歌山県告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷859の2・860・861の2・864の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、864の6、864の12

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第914号**

和歌山県和歌山市西浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和3年12月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市西浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市西浜の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第915号**

和歌山県和歌山市太田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年1月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市太田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市太田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第916号**

和歌山県海南市山田・幡川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市

- 2 調査を行った時期  
令和2年3月23日から令和4年1月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市山田・幡川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市山田・幡川の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第917号**

和歌山県海南市沖野々の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年1月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市沖野々の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市沖野々の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第918号**

和歌山県海南市野上中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
令和2年3月23日から令和3年9月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市野上中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市野上中の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第919号**

和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和3年8月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第920号**

和歌山県橋本市横座・向副の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和3年8月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市横座・向副の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市横座・向副の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第921号**

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月1日から令和3年3月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第922号**

和歌山県田辺市木守の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年2月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市木守の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市木守の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第923号**

和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年1月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第924号**

和歌山県田辺市本宮町静川・本宮町蓑尾谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和2年3月3日から令和4年2月2日まで
- 3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町静川・本宮町蓑尾谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町静川・本宮町蓑尾谷の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

---

**和歌山県告示第925号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和3年12月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

---

**和歌山県告示第926号**

和歌山県日高郡日高川町大字江川（上）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年2月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字江川（上）の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字江川（上）の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

---

**和歌山県告示第927号**

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日



和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
令和2年4月1日から令和4年1月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**和歌山県告示第928号**

和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
令和2年4月1日から令和4年1月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年7月28日

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第60号**

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年8月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

表中

海南市下津町下津3066番地16 橋本市山田623番地の1	下津港湾会館 山田吉原林業センター	を
海南市下津町下津3066番地16	下津港湾会館	に、
紀の川市高野96番地 紀の川市下井阪18番地	高野児童館 西井阪児童館	を

紀の川市高野96番地	高野児童館	に、
紀の川市粉河446番地2	紀の川市粉河体育館	を
紀の川市粉河1479番地	紀の川市粉河体育館	に、
海草郡紀美野町神野市場218番地	紀美野町文化センター	を
海草郡紀美野町神野市場217番地	紀美野町文化センター	に、
伊都郡かつらぎ町大字東洪田667番地の1 伊都郡かつらぎ町大字佐野550番地の1	河南地域交流センター 笠田公民館佐野分館	を
伊都郡かつらぎ町大字東洪田667番地の1	河南地域交流センター	に、
伊都郡かつらぎ町大字新城243番地 伊都郡かつらぎ町大字新城879番地の1	新城地域交流センター（「水とみどりの美術館」（すぎのこ）） 新城農作業準備休養施設	を
伊都郡かつらぎ町大字新城243番地	新城地域交流センター（「水とみどりの美術館」（すぎのこ））	に、
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬548番地 伊都郡かつらぎ町大字下天野930番地 伊都郡かつらぎ町大字三谷1650番地	花園集会所 （旧）天野小学校 （旧）三谷小学校	を
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬548番地	花園集会所	に、
伊都郡九度山町大字北又628の3番地 伊都郡高野町大字西富貴416番地の1	北又児童会館 富貴トレーニングセンター	を
伊都郡九度山町大字北又628の3番地 伊都郡九度山町大字上古沢39番地	北又児童会館 上古沢コミュニティ消防センター	に、

伊都郡高野町大字上筒香46番地 有田郡湯浅町大字湯浅2276番地2	筒香多目的集会所 いきいきふれあい館	を
伊都郡高野町大字上筒香46番地 伊都郡高野町大字花坂615番地	筒香多目的集会所 花坂多目的集会所	に、
西牟婁郡白浜町3354番地の1	網不知会館	を
西牟婁郡白浜町3354番地の1 西牟婁郡白浜町椿316番地	網不知会館 旧椿小学校	に、
東牟婁郡古座川町池野山355番地2	池野山集会所	を
東牟婁郡古座川町池野山373番地	池野山集会所	に、
東牟婁郡古座川町下露351番地2 東牟婁郡古座川町下露441番地	七川総合センター 旧七川中学校体育館	を
東牟婁郡古座川町下露351番地2	七川総合センター	に

改める。

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県点字図書館
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階
- (3) 規模等

ア 延床面積 360.52㎡

イ 施設 閲覧室、録音室、印刷室、相談室兼聴読室、点字図書用書庫兼発送室、音訳図書用書庫、研修室、事務室及び更衣室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

### 3 指定の予定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用

するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和4年8月5日（金）から同月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

### (2) 現地説明会

ア 日時 令和4年8月26日（金）午後2時

イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 研修室1

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

### (4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和4年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで

イ 回答日 令和4年9月14日（水）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和4年9月15日（木）から同月29日（木）まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和4年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和5年1月上旬（予定）

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

## 公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和4年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

(3) 規模等

ア 延床面積 308.47㎡

イ 施設 交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼制作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室及び機材収納室

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことがで

きない。

(4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和4年8月5日（金）から同月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和4年8月26日（金）午後4時
  - イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 研修室2・3
  - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。
- ア 参加申出書の配布
    - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
  - イ 参加申出書の提出方法
    - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
    - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 令和4年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで
  - イ 回答日 令和4年9月14日（水）
  - ウ 注意事項
    - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
    - (イ) 質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。
- (5) 申請受付期間等
- ア 期間 令和4年9月15日（木）から同月29日（木）まで
  - イ 選定結果の通知及び公表 令和4年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定
- 令和5年1月上旬（予定）
- 7 問合せ先
- 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2533  
ファクシミリ番号 073-432-5567